

まちづくりのエキスパートを育成します

まちづくりプログラム



2022年度 学生募集のお知らせ

出願期限

第1回募集：2021年10月15日

第2回募集：2022年1月7日



政策研究大学院大学

NATIONAL GRADUATE INSTITUTE FOR POLICY STUDIES

INDEX

- 03 はじめに
- 04 本プログラムの特徴／教育の特徴
- 06 教育の内容
- 08 担当教員
- 10 修業年限・修了要件／修了生・在籍生派遣元
- 11 修了生のメッセージ
- 12 修士論文の概要
- 14 カリキュラム



はじめに

政策研究大学院大学長

田中 明彦



政策研究大学院大学 (GRIPS) は、「政策及び政策の革新にかかわる研究と教育を通して、我が国及び世界の民主的統治の発展と高度化に貢献すること」を建学の理念に掲げ、この理念を達成するべく国内外の政府部門で働くミッドキャリアの行政官等を対象に世界最高水準の公共政策大学院教育を実施してきました。

アジアのプレミアポリシースクールとしての地位を確立・強化し、公共政策大学院の国際ネットワーク拠点としての発展や充実を図るという将来ビジョンのもと、GRIPSは修士課程の強化に取り組んでいます。

近年、日本の都市は、規模の大小を問わず、中心市街地の空洞化や衰退、人口減少に逆行する市街地の面的拡大、地域産業の停滞といった困難な状況に直面しています。しかしながら、多くのまちづくり施策が実証的な根拠に基づかないまま講じられ、十分な効果をあげることが出来ていないのが現状です。GRIPSでは、都市再生本部事務局や国土交通省などの関係機関と密接な連携を保ちつつ、2008年に新しい教育プログラム「まちづくりプログラム」を開講し、「法と経済学」による実証分析手法に基づいて国、地方公共団体、独立行政法人等のまちづくり戦略を的確に企画・立案できる修士号（公共経済学、政策法学又は公共政策修士）取得者を各界に送り出しています。まちづくりプログラムでは、「法と経済学」、実証分析の手法、まちづくりに関するノウハウや予防法務を含め実際の現場で役に立つ法・経営技術、まちづくりを取り巻く社会経済的環境に関する知識を提供することによって、総合的な政策・戦略立案能力の向上や説明能力の向上を図ることを目的とした学際的で実践的な教育プログラムを提供しています。

また近年、国・地方・民間を問わず、知財の重要性が認識される中で、知財実務と技術に明るく、知財政策や知財戦略を企画・立案して実行し、適切な専門的知見により解析・評価することができる知財エキスパートの育成が急務となっています。GRIPSではこうした社会的要請に応えるため、知的財産戦略推進事務局や関連機関と密接な連携を保ちつつ、2004年に「知財プログラム」を開講し、高度の素養を身につけた修士号（公共経済学、政策法学又は公共政策修士）取得者を送り出してきました。2015年度からはまちづくりプログラムと統合して知財コースとし、効果的な知財教育プログラムを提供してきました。次年度においても、「法と経済学」に関する基礎理論をはじめ、経済学の基礎・応用、知的財産法を中心とする法的素養、官民の知財法務・知財実務、先端科学技術の動向などに関する広範な科目を提供します。また、本学の専門性の高い専任教員の講義等に加え、中央省庁、裁判所、弁護士、弁理士、企業研究者等、各界を代表する知財や政策全般の第一人者を講師に迎えて、実用性を重視したカリキュラムを構成し、高度な教育プログラムを提供します。

本学のまちづくりプログラムは、「法と経済学」に立脚したまちづくり分析手法や国際標準の知財教育を提供している日本で唯一のプログラムです。ここには、様々なバックグラウンドを有した意欲と能力に溢れる学生が集い、日々切磋琢磨しています。GRIPSでの経験は、知識と実務能力の習得を超えて、各人のキャリア形成における貴重な財産となっていると思います。また、外国人留学生が60%以上の学生数を占めるGRIPSという環境は、みなさんに彼らと切磋琢磨するグローバルな機会を提供すると共に、将来の世界各国の指導者となりうる彼らとの絆を深めることができるものです。これからますます多くの人たちがこのプログラムに参加し、キャリア形成に生かすことを期待しています。

21世紀の世界は、経済発展、安全保障、地球環境、人口問題、格差問題、科学技術の進歩への対応など国内外にわたる多くの政策課題を抱えています。GRIPSとともに、これら世界的課題に挑戦してください。

本プログラムの特徴

まちづくり教育 ～地域のまちづくりを担うエキスパートを育成～

少子高齢化の進展、人口減少社会への突入などの大きな社会変革の中で、日本の都市は多くの危機的な課題に直面しているが、これに対処する施策の立案や実践は、理論的分析等が十分になされていない従来型のものととどまっている。また、NPOなど新たなまちづくりの担い手の出現にも十分対応できず、変革期のまちづくりを的確に進められない現状にある。

まちづくりプログラムではこのような現状を打破するため、まちづくりを実践している官民の政策担当者等を対象として、法と経済学の知見とともに、社会学、地域政策学、地域コミュニティ論、都市計画学、都市構造論等の知見をも駆使した多角的で学際的な分析手法を体系的・実践的に習得できる教育プログラムを提供する。特に、さまざまな施策の優劣を判断し必要性・根拠を説明するノウハウと予防法務を含めた実践的法技術等を教育することに留意している。さらに、他大学などとの連携を図りつつ、都市環境、福祉、住民との協働など、まちづくりの最新の課題について理論と実践を学ぶことで、地域のまちづくりを担うエキスパートを養成する。特に地方分権の推進や市町村の合併を受けて、まちづくりにおいて重要な役割を果たすことが期待される基礎自治体である市の職員に対しては、法と経済学をはじめとする社会科学の知見を身につけることで地域での政策の実践において大きな効果が期待される。

知財教育 ～知財立国を創る人材を養成～

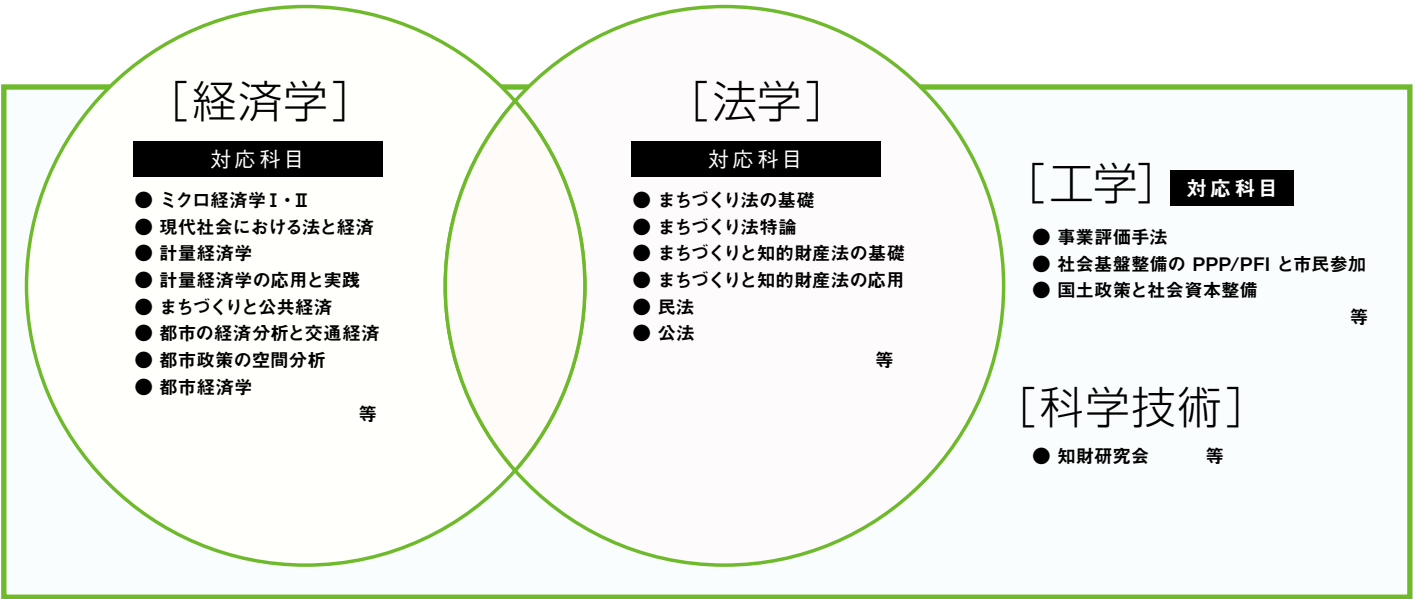
21世紀は知財の時代といわれる。産業の国際競争力を高め、経済・社会の活性化を図るためには、知財の創造・保護・活用を通じた知的創造サイクルを確立していくことが不可欠である。このためには、国、地方自治体、その他公的機関を始めとして、民間企業、弁理士・弁護士等の関連専門職などが知的創造サイクルに積極的に働きかけていくことが必要となる。現在、知財実務と技術に明るく、知財政策・戦略の企画立案、実行と評価を適切な専門的知見により解析することができる知財エキスパートの育成が急務となっている。

こうした要請を受け、本学は学内外の気鋭の知財研究者・専門家を集結し、知財と政策に関する世界に誇れる人材を養成すべく2004年に知財プログラムを開講した。知財プログラムでは、科学技術を全体のベースとしつつ、法学と経済学の大きな柱を「法と経済学」の視点から緊密に連携させることで、各分野の断片的な知識の提供ではなく、法律、経済、科学技術の首尾一貫した教育プログラムを提供してきた。2015年度までに70人を超える知財エキスパートが本学から誕生し、中央官庁、地方自治体、民間企業等において知的創造サイクルの中心的担い手として目覚ましい活躍をしている。2015年度からは、知財プログラムとまちづくりプログラムを統合しており、今後はまちづくりプログラムの一環として、より効果的な教育プログラムを提供する。

多様な学生が一同に会し切磋琢磨することは、教育効果をより一層高めるだけでなく、各人のキャリア形成における貴重な財産となるだろう。これまでの専攻や経歴にとらわれず、様々なバックグラウンドを有する学生を受け入れる。意欲と能力にあふれる人材に期待する。

教育の特徴 ～「法と経済学」の方法論から「まちづくり」・「知財」を学ぶ～

- 1 法律、経済、工学、科学技術の基本的な講義科目を必修とし、共通の学術的素養・方法論を習得する。
- 2 地域政策、産業政策、先端技術等の関連領域についても最新の課題に対応したプログラムを提供する。
- 3 気鋭の研究者や、第一線で活躍する専門家、実務家による多彩な講義を受講することで、専門的知見と応用能力を磨く。
- 4 ケーススタディを通じて、多様なバックグラウンドを持つ学生が議論を重ねることで、総合的な政策・戦略立案能力を身につける。
- 5 一年間で自治大学校卒業資格と本学修士号の両方の取得が可能。
また、高崎経済大学との連携による単位互換を措置している。



- 官庁、企業の実務家、弁護士等による「実践的な講義」
- +
- 自治大学校との連携
- +
- 高崎経済大学による地域の実情をふまえた「ケーススタディ」

総合的な
政策・戦略立案
能力を形成

新たな時代に向けた知財人材への期待

世界知的所有権機関 (WIPO) 日本事務所長
前特許庁審査第一部長

澤井 智毅



今日、ニューノーマルと呼ばれる環境下で、私たちを取り巻く環境は急激に変化し、新しい社会像や価値観が人々の行動や意識に大きな影響を与えています。こうした社会変化に適応するべく、新たなイノベーションが日々生まれ、そして求められており、これを支える知的財産制度の重要性がより一層増しています。このことは、コロナ禍にありながらも、特許協力条約に基づく国際特許出願件数が、2020年に過去最高を記録したことに表れています。

かつては中小企業であった GAFA、スティーブ・ジョブズのアップルへの回帰を同社の新たな開業と考えれば、GAFA はいずれもその誕生から四半世紀程度しか過ぎておりません。その後に生まれた子供たちのその多くはいまだ学生です。名言集の表紙を飾る米国の代表的な名言として、ジョブズの「Let's go invent tomorrow instead of worrying about what happened yesterday」との言葉があります。昨日のことにくよくよするよりも明日を発明しよう、との人生訓にも通じる力強い言葉です。この2月にアマゾンの会長退任を発表したジェフ・ベゾスの社員に向けた退任の短い挨拶状には、「私たちは世界で最も成功している企業の1つとして広く認知されています。それはどのようにして実現したのでしょうか？ 発明です。」として、ほんの600字程度の短い書簡の中で、8回も invent, invention, inventor との言葉が出てきます。これらの言葉やサクセスストーリーは、1980年代以降の米国での知的財産強化（プロパテント）政策が奏功し、起業を促し、新たな価値を社会に浸透させた証でもあります。

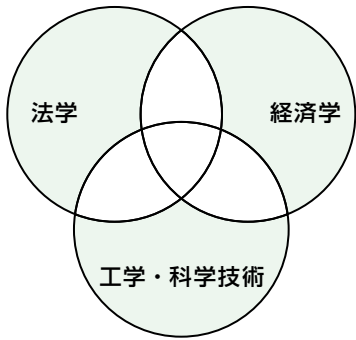
このように創造的な発明をビジネスチャンスに変え、新たな価値や仕事を生み出し、そしてそれが世に広がりにイノベーションとなって、沢山の人の生活を豊かにする、こうした素晴らしいイノベーションのサイクルを促すべく、企業や大学はもとより、各国においても知的財産制度の保護の水準を高めるべく制度間競争が進んでいます。また、オープンイノベーションが求められる今日、知的財産権が国際的に通じる共通の基盤として、産官学、国境などの垣根を超えた連携を促しています。

知的財産人材には、専門的な知識のみならず、グローバルな視点と先見性・戦略性をもって、技術発展や社会変化に貢献することが求められています。政策研究大学院大学のまちづくりプログラムによる知財教育は、行政機関や国際機関において知的財産制度の立案に携わる知的財産人材のみならず、産業界や大学・公的研究機関が求める知的財産人材の育成に大いに期待されています。

プログラムの教育は、共通コア能力の育成とタイプ別能力の育成に分かれる。まちづくり・知財や法と経済学に関する基本的な能力をまず育成し、その手法を利用して個別の問題に応用する能力を育成する。

第一ステップ

【共通コア能力の育成】



まず、第一ステップでは、学生全員に関して、共通のコア能力として、「法と経済学」の手法をベースに戦略的なまちづくり・知財政政策を立案できる能力を育成する。この目的を達成するために、主に、「法と経済学」をベースに、各分野の方法をまちづくりや知財の視点から有機的に結びつけた体系的かつ高度なカリキュラムを編成し講義を実施する。法学系、経済学系の専任教育スタッフによる講義に加え、さらに産学官の連携の視点から、関係省庁の行政官、弁護士や企業の実務家等の外部講師を招いたオムニバス講義も実施することで、実践的能力を養成する。また、高崎経済大学、自治大学校における開講科目の単位認定を可能とし、多様な講義の受講機会を設けることで、多様な視点を涵養する。

第二ステップ

【タイプ別応用能力の育成】

第二ステップは第一ステップの共通コア能力を土台として、まちづくりプログラム、知財コースとともに様々なタイプのエキスパートの応用能力を養成する。この目的を達成するために、主に、各学生に対して、法学系や経済学系等異なるバックグラウンドを持つ教員を組み合わせた複数指導体制をとり、各タイプに応じた論文テーマ、分析手法により応用能力を磨くインテンシブな論文指導を実施する。また、この個別指導に加え、学生と関連教員全員が出席する論文指導ゼミを開催し、多様な視点について議論する場を設けることで、応用能力の幅と深さを広げる。

まちづくり教育

1 立法政策エキスパート	現行法による規制の理由や、税制や予算の必要性を説明でき、現行法の不備が社会に不利益をもたらす損失を計量評価し、適切に法律、条例を立案できる人材の育成。
2 まちづくり実践エキスパート	都市計画や条例等による建築規制や都市開発事業が、住宅・オフィス市場や、都市の環境・景観・アメニティに及ぼす影響を実証的に評価できる人材の育成。
3 まちづくりビジネスエキスパート	都市開発事業が都市の環境・景観・アメニティや、地方財政に対して及ぼす影響を客観的に計測し、これを住民や行政に対して根拠をもって説得できる人材の育成。 企業会計や不動産税制に関する制度改革に迅速に対応し、土地所有者に対する不動産有効活用や資金調達のためのコンサルティングを遂行できる人材の育成。
4 まちづくりプロフェッション	弁護士、不動産鑑定士、税理士、司法書士、再開発コーディネータ、宅建士、マンション管理士等、まちづくりに関連する専門家を対象として、隣接関連職種の資格取得を支援しつつ、住民や行政からも高い信頼を得た地域のまちづくりを担う専門家を育成。

知財教育

1 政策立案エキスパート	国家レベルで、知財の創出、活用、保護に関する効果的な政策を立案、実行、事後評価できる人材を育成する。修了者は、中央官庁における知財政政策等の担当者として、わが国の知的創造サイクルを確立し知的財産立国を推進していくことが期待される。
2 知財管理エキスパート	地域や企業において、知財の創出、活用、保護に関する効果的な施策を立案、実行、事後評価できる人材を育成する。修了者は、地方公共団体における知財政政策等の担当者として、知識集約型の地域振興・活性化を推進していくことが期待される。また、民間において知財関連業務に携わる実務家として、知識集約型産業の発展に寄与していくことが期待される。
3 国際地域開発エキスパート	知財法制度が異なる諸外国との関係を考慮した知財政政策を立案、実行、事後評価できる人材を育成する。修了者は、中央官庁や国際機関における知財政政策等の担当者として、国際的な知財制度の枠組みづくりや知識集約型の技術移転等を推進していくことが期待される。

「まちづくりプログラム」への期待

国土交通省
都市局長

榊 真一



グローバルな都市間競争の激化、人口減少・少子高齢化、大規模自然災害の頻発・激甚化など、我が国を取り巻く環境が目まぐるしく変化していく中、都市は、その時代時代の要請に応じながら、柔軟に進化し続ける必要があります。

都市の国際競争力を高めるため、大都市では、イノベティブな人材や企業、優良な投資を我が国に呼び込むことが重要です。また、安全で持続可能な魅力あるまちづくりのため、全国各地で、防災・減災対策と連携した都市のコンパクト化や官民一体となって交流・滞在空間を創出する「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの取組が広がっているところです。

昨年の新型コロナ危機を契機とし、デジタル化の進展も相まって、テレワークの急速な普及、自宅周辺での活動時間の増加等、人々の生活様式は大きく変化しています。まちづくりにおいても、ワークライフバランスの重視やゆとりある空間で過ごすことのへのニーズの高まりなど、人々の「働き方」や「暮らし方」に対する意識や価値観の変化・多様化に応じていくことが重要です。その際、AI、IoT等の新技術をまちづくりに取り込み、都市生活の満足度を高めていく取組も大事なキーワードになります。

このように解決すべき課題が複雑化・多様化し、地域ごとに異なる状況においては、国や地方自治体、民間事業者のみならず、地域住民・民間団体、大学、金融機関などの多様な主体がまちづくりの担い手として相互に協力・協調しながら、産業、医療・福祉、農業など関係諸分野間での連携を図ることが欠かせません。また、都市を取り巻くテーマも、国際関係、環境問題など多岐にわたっています。そのため、まちづくりの担い手にとって、法学、経済学などの基礎学問やまちづくりに関する制度、社会情勢、事業手法・金融手法等の幅広い知識・技術の習得・活用は、ますます重要になっており、複雑多岐にわたる問題を解きほぐし、関係者に対して事業や施策の持つ効果を社会科学的根拠に基づいて分かりやすく説明し、合意形成していく力が要求されます。

新型コロナ危機という未曾有の局面に直面するなど、我が国の都市は大きな転換点を迎えており、日本全国から、新しい時代のまちづくりを牽引していく人材が求められています。こうした中で、本プログラムから、優れたまちづくりの担い手が多く輩出されることを大いに期待しております。



担当教員

※2021年4月時点の肩書きを掲載しております。

本学は、まちづくり政策と知財政策を専門とするスタッフを擁し、各種プログラムを通じて、高度な学術的知見を有する政策立案担当者、実務家の養成を行ってきた。本プログラムでは、本学の充実したスタッフを中心に、自治大学校をはじめとする国の機関や他大学とも積極的に連携を図ることで、極めて高水準な教育を実施する。

常勤教員等

福井 秀夫 教授 まちづくりプログラムディレクター

専門は、行政法・法と経済学。都市住宅政策、司法改革、政策と市場の関わり等を研究対象としている。本プログラムでは、政策の得失について、法と経済学の観点から分析する講義を行う。

岡本 亮介 准教授

都市経済学を専門とし、産業立地、公共財、交通問題、など様々な観点から地域間資源配分について研究している。

下村 郁夫 名誉教授

専門は、行政法、行政学、社会学。政策概念の明確化、都市開発事業などの事業制度の設計を研究対象としている。本プログラムでは、修士論文指導等を行う。

細江 宣裕 教授

貿易、農業、電力等の規制の影響分析、災害の影響と復興問題について、応用一般均衡モデル等を用いてシミュレーション分析を行う。とくに、データの利用可能性が限られた中で政策決定・評価するために、経済的影響を「見える化」することに注力する。

高橋 正史 教授 まちづくりプログラム副ディレクター

国土交通省等で、都市・住宅政策、公物管理行政、公共用地行政等を担当してきた経験を活かし、まちづくり法の基礎等の講義を担当する。

金本 良嗣 名誉教授・客員教授

専門は都市経済学、公共経済学、交通経済学。本プログラムでは、「都市政策の空間分析」を担当するとともに、修士論文指導を担当する。

菅原 賢 教授

専門は、防災政策。特に建築物の防災政策、都市の防災政策等を研究している。

これまで指導をお願いしてきた外部の教員等

安念 潤司 (中央大学法科大学院教授)

憲法の専門家で、知財法にも造詣が深い。また、日本知財学会の創立メンバーでもあり、国際的にも活動している。

板垣 勝彦 (横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授)

専門は行政法、地方自治法、都市・住宅法。民間委託などを中心に研究している。本プログラムでは、行政法の重要な判例の分析を通じて、法解釈の基本的な能力を養成することをねらいとする。

加藤 一誠 (慶應義塾大学商学部教授)

専門は交通経済学。最近は、道路や空港を中心としたインフラ整備、運営形態および維持管理の資金調達に関心をもって研究を進めている。

玉井 克哉 (東京大学先端科学技術研究センター教授・信州大学経法学部教授)

知的財産法・行政法・産学連携論の研究者。平成28年度からクロス・アポイントメントで信州大学教授を兼任。

手塚 広一郎 (日本大学経済学部教授)

専門は交通経済学、産業組織論、公益事業論など。産業組織論の見地から、交通・運輸の市場における「競争政策のあり方」に着目して研究をしている。

西脇 雅人 (大阪大学経済学研究科准教授)

専門は、実証産業組織論。構造推定を用いた研究をしている。本プログラムでは、計量経済学の講義を担当する。

日高 賢治 (日高東亜国際特許事務所所長・弁理士)

専門は、知的財産政策、科学技術政策。特許庁に21年勤務し、日本版プロパテント政策の企画・立案に参画。中国北京での3年間の駐在経験から、模倣品や技術流出問題を中心とした政策のあり方、制度設計を研究。

前川 耀男 (練馬区長)

東京都において三十有余年、福祉行政の政策立案、都政の総合計画の策定、都政全般の運営の企画調整などに携わってきた。

森岡 拓郎 (長崎県立大学講師)

専門は都市経済学、交通経済学、政策評価論である。主に交通政策や、住宅政策などを実証的に研究している。

山村 能郎 (明治大学専門職大学院グローバルビジネス研究科教授)

専門は、都市経済学、計量ファイナンス。不動産市場、債券市場の計量経済学分析、開発投資行動のモデル化を通じた政策評価の研究を行っている。

和泉 洋人 (内閣総理大臣補佐官)

専門は住宅・都市政策。住宅都市分野の政策立案に40年携わってきた。

小川 博雅 (専修大学経営学部専任講師)

ミクロ経済学やゲーム理論を用いた組織分析が専門であり、特に組織内部の情報伝達について研究している。本プログラムでは、ミクロ経済学Iを担当する。

塩澤 一洋 (成蹊大学法学部教授)

民法、著作権法を専門とする研究者である。またITにも造詣が深く、長年、法学教育におけるIT利用を促進している。慶應義塾大学、多摩美術大学で民法、知的財産法を教える他、カンボジア民法を現地の王立大学と国立大学で教えている。

鶴田 大輔 (日本大学経済学部教授)

専門は金融論、応用ミクロ経済学。特に中小企業の金融に注目した実証研究を行っている研究者である。現状の制度のもとで、市場がどのように機能しているかを実データに基づき計量的に分析し、社会的に望ましい経済政策を考案することを目的としている。

中川 雅之 (日本大学経済学部教授)

専門は、住宅政策、都市防災対策の政策評価。特に、公共政策の政策評価やNPMなどの新しい行政技術を用いた効率的な政策の企画立案に資する研究を行っている。

橋本 博之 (慶應義塾大学法科大学院教授)

専攻は行政法。行政救済法や行政裁量論について研究している。また、政策法務という学問分野の確立に向けて、さまざまな活動を行っている。

藤原 徹 (横浜市立大学客員研究員、上智大学非常勤講師)

専門は都市経済学、公共経済学。自動車交通の安全・環境政策の定量的評価を中心に研究を行っている。本プログラムでは、ミクロ経済学IIを担当する。

三井 康壽 (元国土事務次官兼総理府阪神・淡路復興対策本部事務局長)

専門は、都市・地域政策。国土・建設行政における政策立案に、四十有余年来、携わってきた。特に、天草大災害や阪神・淡路大震災の復興事業を指導した実務経験を踏まえ、防災行政・復興計画に関する講義を行う。

紋谷 崇俊 (弁護士・弁理士・NY州弁護士ほか)

専門は知的財産法。経済産業省知的財産政策室課長補佐として知財政策や知財法改正に従事し、欧米で知財制度や競争政策を研究。国内外で弁護士等として知財紛争や取引に関与。

吉田 修平 (弁護士)

専門は不動産法。特に定期借地権、定期借家権、終身借家権など、最新の借地借家の法律関係を得意分野とし、国土交通省等で専門委員を多く歴任するほか、著作も多数。また、マンション問題及び相続・事業承継等も手がけている。

修業年限・修了要件など

修業年限	原則1年	修了要件	30単位以上修得（希望する学位に応じた必修科目を要修得）
学 期	変則4学期制（春・秋は各16週、夏・冬は各8週）		修士論文作成
研究指導	法学、経済学、実務家など、 複数分野の教員による指導	学 位	修士（政策法学）、修士（公共経済学）、 修士（公共政策）

修了生・在籍生派遣元（2021年4月1日現在）

*中央省庁	：衆議院、参議院、国土交通省、内閣府、財務省、農林水産省、文部科学省、函館税関、東京税関、横浜税関、大阪税関 等
*地方自治体	：秋田県、福島県、茨城県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県、石川県、岐阜県、和歌山県、京都府、奈良県、岡山県、島根県、高知県、福岡県、長崎県、大分県、宮崎県、沖縄県、青森市、仙台市、水戸市、つくば市、坂東市、宇都宮市、高崎市、さいたま市、川越市、川口市、本庄市、朝霞市、松戸市、四街道市、印西市、港区、台東区、中野区、杉並区、荒川区、練馬区、足立区、八王子市、横浜市、川崎市、海老名市、富山市、高岡市、福井市、長野市、岐阜市、静岡市、京都市、堺市、神戸市、芦屋市、鳥取市、下関市、高松市、北九州市、長崎市、鹿児島市 等
*企業・法人等	：第一法規株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、東京都住宅供給公社、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人都市再生機構、清水建設株式会社、シャープ株式会社、東京ガス株式会社、中国電力株式会社、特殊業務法人共生国際特許事務所、学校法人立命館、日本道路公団、財団法人地方自治情報センター、西武信用金庫、認定NPO法人フローレンス 等

「まちづくりプログラム」に期待する

国土交通省
住宅局長
和田 信貴



我が国では、本格的な人口減少・少子高齢化社会が到来する中、近年、気候変動の影響と考えられる自然災害が頻発・激甚化し、住まいや地域の安全・安心の確保に向けた取組が一層求められています。特に、気候変動問題については、令和2年10月に2050年カーボンニュートラルの実現を宣言したところであり、住宅・まちづくり分野においても対策が急務となっています。こうした変化を念頭に置きつつ、地方移住や二地域居住など、昨今のコロナ禍で芽生えた国民の新たな生活観にも対応すべく、人々の生活を支える基盤である住まいの整備を進めることは重要な政策課題です。令和3年3月に閣議決定された新たな住生活基本計画においても、こうした考え方が打ち出されています。

一人ひとりが豊かさを実感できる住生活を実現するためには、個々人の多様化・高度化するニーズへの対応を進めるだけでなく、福祉・医療・子育てなどの他部門と幅広く連携して、多世代が支え合い、安心して共生できる居住環境を整備する必要があります。また、安全な住宅・住宅地を形成するためには、まちづくり・防災政策とも連携して、安全な立地に優良な住宅ストックが形成されるよう政策誘導していく視点が求められますし、コロナ禍を契機とした新しい居住ニーズを逃さず、地域ぐるみで新たなビジネスモデルを構築していくといった視点も必要です。

こうした課題に対応するためには、国、地方公共団体、民間の事業者・金融機関など、多様な関係機関で活躍する人材を育成するとともに、各機関内部の縦割りを打破し、また機関相互が密接に連携することが、重要なポイントです。

政策研究大学院大学の「まちづくりプログラム」では、法と経済学の知見、それらに基づく分野横断的で学際的な実証分析手法、まちづくりを取り巻く社会経済環境に関する最新知識の提供など、学際的かつ実践的な教育プログラムが提供されています。こうしたプログラムを通じ、まちづくり政策や地域戦略を立案する能力、関係者間で合意形成を図る能力を備えたまちづくり人材を育成していくことは、誠に時宜に叶った有意義なものと考えます。

豊かな暮らしの実現に向け、「まちづくりプログラム」に意欲ある官民の人材が参加し、貴大学に集い、互いに切磋琢磨され、また、様々な絆を深めることによって、地域のまちづくりを担うエキスパートとして巣立ち、政策の企画立案、実践において活躍し、これからのまちづくりに貢献されることを大いに期待致します。

まちづくり関連修了生のメッセージ

森下 翔吾 さん(長崎市、2020年度修了生)

まちづくりプログラムで学んだ1年間は、これまでの実務経験及び学生生活の中で最も濃い1年間となりました。

土木・都市工学を学び、土木技術職として業務に携わる中で、これまで触れることがなかった「法と経済学」という学問に触れたことで、立案した政策が狙っている効果を与えるのか、それとも逆の効果を与えるのかなどを理論と実践から明らかにする術を学び、また、これまで行ってきた業務においても非効率な点や改善すべき点を判断する知識を学ぶことができました。

また、コロナ禍の中での幾分か不自由な学生生活でしたが、本プログラムにおいて共に学んだ他都市の行政職員や他業種の学生との交流もかけがえのない時間であり、自らの知見を深めることはもちろんのこと、貴重な友人関係を築くことができました。

今後は、まちづくりプログラムで学んだことを生かし、長崎市の発展に努めていきたいと思っています。

乃村 悠太 さん(練馬区、2020年度修了生)

このプログラムでは、ミクロ経済学に基づく理論分析および計量経済学に基づく実証分析の手法を学び、それらを用いて社会的に望ましいと考えられる政策を立案する力に身につけることができます。これは、実務を通じて得ることのできない、これからの行政に求められる力だと思います。

都市計画などまちづくりの関連法等についても学ぶことができ、論文執筆にあたっては、都市整備・土木分野に携わったことがない人でも研究を進めることができます。また、そういったハード面のまちづくり分野にとらわれず、労働や福祉など、自分が興味のある分野の研究をすることもできます。

何より、GRIPS の特徴でもある他の省庁、自治体、団体、企業等から派遣された学生らとともに学べたことは、貴重な経験であり、有意義な時間となりました。

この一年間で手にした知識・経験・人脈を活かして、今後の業務に邁進していきたいと思っています。

田村 俊和 さん(清水建設株式会社、2019年度修了生)

私が GRIPS に入学を希望した理由は、「自分自身の業務を客観的に見られる柔軟な思考を手に入れるため」です。まちづくりプログラムでは「法と経済学」の視点から、客観的データに基づいた多角的視点による事象の分析を学ぶことができました。

私は仕事で再開発事業に携わっています。自身の仕事の社会的影響や客観的評価を考えることは難しいものではありませんが、まちづくりプログラムで学んだことで多少なりともその力を得ることができたと思っています。

また、省庁や地方公共団体等から私とは全く異なる背景を持つ学生が集まり同期として共に一年間過ごしたことは、大変貴重で有意義な経験になりました。さらには、官民が密に連携し、互いに足りない部分を補い合いながら政策立案することの重要性を感じました。

この一年で得た知識や経験を活かして今後の業務を推進すると共に、柔軟性のある思考を持ち多方面への影響も踏まえながら、社会に貢献して参りたいと思っています。

津田 純也 さん(奈良県、2019年度修了生)

まちづくりプログラムではまちづくりに関する知識を学ぶこともさることながら、政策課題や政策形成について法律や経済学を用いて理論的に考え、計量経済学で統計的に考えるスキルを1年かけて身につけます。

「法と経済学」の講義では、政策が住民に利益をもたらすとは逆の結果を生み出していることがあることも分かりました。

各分野でご活躍されている先生からアドバイスを頂きながら政策について考えることや、年齢も経歴も異なる仲間と学生という同じ立場で互いに切磋琢磨して学問に励むことは、普段の業務では経験できない大変貴重な経験となりました。

まちづくりプログラムで学んだ一年間は、今後業務に携わることににおいて、新たな視点で仕事に取組むことのできる足掛かりになったと思います。

知財関連修了生のメッセージ

斎藤 義和 さん(財務省函館税関、2017年度修了生)

知財コースでは、知的財産について、法律や制度の学習にとどまらず、学識者、実務家などによる講義により、先端技術のイノベーション、ベンチャー起業支援や地域ブランドなどのまちづくり、企業の知財戦略といった関連分野まで広く学習できるのが特徴的だと感じました。

もうひとつの特徴である「法と経済学」に関する講義を通じて、知財創造のインセンティブや知財の独占といった知財制度がもたらす影響を経済学的に理解できたのは非常に価値ある体験でした。

私の所属する税関では、知的財産侵害物品の水際取締りを重要課題のひとつとしていますので、知財コースでのこのような経験が大きく活かされと考えています。

また、社会における知的財産の創造、活用、保護の重要性は今後も増していくと思われることから、知財教育は、私のように現に知財制度に関わりがある職場に限らず、それ以外のより広い分野の人材育成にも役立つのではないかと考えます。

須澤 健太郎 さん(東京ガス株式会社、2014年度修了生)

まちづくりプログラム知財コースで学んだ1年は、私にとって大変実りのある時間でした。プログラムの前半は、法学、経済学、先端技術、知的財産に係わる授業の履修により、多様な視点を育み、課題へ気付くことが多くなっていきました。後半は、その気付きに基づき修士論文を書いていきます。その過程では、学内外の先生方との活発な議論により、見落としていた課題や視点に新たに気付くことがしばしばでした。

当学で学んだ「法と経済学」をベースにした考え方は、事業環境の変化が速い時代において、業務で活用する機会がますます増えていくと感じています。また、当学の強みは履修する授業や論文作成にのみあるものではありません。他企業、官公庁、団体、多様な地域や国から入学した方々との出会い、私の人生において宝物になっています。

本プログラム修士論文には、まちづくり・知財に係る制度に関する緻密な理論的分析、関係する主体の具体的な行動に着目した実証的分析、さらにはそれらを踏まえた独創的政策提言など、優れた研究結果が示されている。特に、まちづくり・知財に関する制度・政策について、本プログラムの学生たちの研究は「法と経済学」の視点から実際の組織行動・人間行動に着目したアプローチを行っている。

まちづくり関連

●「中心市街地における広場の管理運営方法が賃料に与える影響について」

森下翔吾（長崎市から2020年度派遣）

本論文は、広場整備による効果について、広場が持つ賑わい創出などの交流に関する外部性に着目し、地方自治体がどのような管理運営方法を選択するのが最も効果的であるかを実証分析により定量化したものである。さらに、広場が持つ正の外部性と負の外部性が広場の周辺に与える影響は建物用途別に異なること、また、広場の管理運営はその外部性の影響を受ける団体・組織等が行うことによって外部性に対して効率的な運用ができること、広場の管理ルールや利活用を促進するための取り組みが与える影響など、今後の政策形成に有用なファクトファインディングを行った。

●「地区計画が地区内地域に与える影響分析-地下鉄延伸予定域(練馬区)を事例として-」

乃村悠太（練馬区から2020年度派遣）

本論文は、練馬区の地下鉄延伸予定地域の地区計画策定が地価および家賃に及ぼす影響を、策定からの年数経過という観点から実証分析を行ったものである。地価については、策定から年数が経過するほど、策定時の規制により土地利用が硬直化することで現時点とのニーズにかい離が生じるため下がる可能性がある一方で、家賃については、地区計画が目指すまちづくりが進み、地区内の利便性が向上し床需要が強まることや、人口増加により土地の再有効利用が共同建て住宅に転換することなどから上がる可能性を示唆し、地区計画策定時に独自の費用便益分析を行うこと、策定計画見直し手続き等の改善をすることなどの政策提言をした。

●「道路占用許可における道路空間の目的外使用が与える効果について」

江副生（都市再生機構から2020年度派遣）

本論文は、道路占用許可制度における道路の目的外使用が与える効果について、理論的分析を行い、特徴ある実証分析を展開することで、経済学的評価を行ったものである。オープンカフェによる道路の目的外使用が周辺地域に与えている効果を明らかにする一方で、道路の目的外使用によって既存道路利用者の通行コスト増加への影響も明らかにし、両効果を比較することで、道路空間におけるオープンカフェの全体の効果を導出した。また、道路の占用許可を与える際に個別案件の評価を可能とする方法論を提案した。

知財関連

●「併用医薬発明の特許による保護について～ピオグリタゾン事件判決とその影響を踏まえた考察～」

斎藤義和（財務省函館税関から2017年度派遣）

本論文は、併用医薬特許について間接侵害等が争われたピオグリタゾン事件に関し、判例研究等の先行研究でなされた提案を整理し解決策を考察すると共に、併用医薬の承認件数によるエビデンス分析から、併用医薬の開発インセンティブの増加を目的とした医療行為に対する医師の免責事項の規定は積極的に支持できないと提言している。

●「農産物の売上高向上と地域団体商標登録戦略について～出荷量との関係に着目して～」

須澤健太郎（東京ガス株式会社から2016年度派遣）

本論文は、みかんを題材にとり、地域団体商標登録の効果が存在するかを出荷量に注目して定量化した研究である。出荷量が上昇している傾向のある生産団体が地域団体商標登録を行っているという逆の因果関係が存在する可能性も認識した上で、地域団体商標取得が出荷量を増やしていることを実証している。

▼ その他にも以下のようなテーマで修士論文を発表しています。

まちづくり関連

「認可保育所と認可外保育所のサービスの質に関する分析」岡本沙希子（衆議院事務局、2020年度）

「無電柱化が周辺の家賃・地価に与える影響について－東京都を事例として－」奥山龍太郎（衆議院事務局、2019年度）
（日本不動産学会2019年度湯浅賞（研究奨励賞）修士論文部門を受賞）

「オフィス・住宅の近隣外部性から見る容積率規制制度の在り方についての考察－東京都区部を対象として－」桑原崇宏（国土交通省、2019年度）
（都市住宅学会学生論文コンテスト（卒業論文・修士論文部門）奨励賞を受賞）

「内水ハザードマップの公表が地価に及ぼす影響」寺和彦（海老名市、2019年度）（日本不動産学会2019年度湯浅賞（研究奨励賞）修士論文部門を受賞）

「土砂災害リスクに関する情報の非対称性の軽減に向けて－土砂災害防止法に基づく区域指定が土地取引及び居住者に与える影響について－」岸下優樹（長崎県、2018年度）（日本不動産学会2018年度湯浅賞（研究奨励賞）修士論文部門を受賞）

「長期未着手都市計画道路が建物更新に与える影響～長崎市を事例として～」片山稔夫（長崎市、2017年度）
（都市住宅学会学生論文コンテスト（卒業論文・修士論文部門）優秀賞を受賞）

「環境性能表示義務はマンションの環境性能を上げるか？～広告時の性能見える化と企業の行動変容に関する実証分析～」宮森剛（国土交通省、2016年度）（都市住宅学会学生論文コンテスト（卒業論文・修士論文部門）優秀賞を受賞）

「低層住宅地における最低敷地面積規制とその長期的影響に関する実証分析」柴田陽子（芦屋市、2015年度）
（都市住宅学会学生論文コンテスト（卒業論文・修士論文部門）優秀賞を受賞）

「建築基準法の規制強化が既存建築物の増築・建替えに与える影響について」野原邦治（国土交通省、2015年度）
（都市住宅学会学生論文コンテスト（卒業論文・修士論文部門）優秀賞を受賞）

「東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制が地価に与える影響について」小澤彩子（荒川区、2014年度）
（2014年度都市住宅学会学生論文コンテスト（修士論文部門）奨励賞を受賞）

「管理不全空き家等の外部効果及び対策効果に関する研究」粟津貴史（国土交通省、2013年度）
（『都市住宅学』第87号に掲載、2013年度都市住宅学会 東北・関東支部 学生論文コンテスト（修士論文部門）最優秀賞を受賞、日本不動産学会2013年度湯浅賞（研究奨励賞）修士論文部門を受賞）

知財関連

「発明保護の負担低減・長期化が出願数・登録数に与える影響」星文之（東京ガス株式会社、2015年度）

「中堅企業の特許取得が金融機関からの資金調達に与える影響」成田美咲（財務省、2014年度）

「早期審査制度が企業の研究開発に与える影響について」坂本松昭（東京ガス株式会社、2014年度）

「知的財産高等裁判所の設置による訴訟への影響について～最高裁判所との関係から～」細田督博（財務省、2013年度）

「大学等における発明者の所属機関と権利帰属機関の相違が特許権の利用に与える影響」深萱恵一（独立行政法人理化学研究所、2012年度）

「特許権の存続期間の延長制度が新薬の研究開発投資に与える影響について」佐野哲（静岡県、2011年度）

「企業の農業参入が農業の生産性向上に与える効果」佐藤明日香（財務省、2010年度）

「パテント・プールによる競争促進効果の研究－MPEG-2を事例とした実証分析－」相澤芳弘（東京ガス株式会社、2009年度）

「著作権法犯の法定刑引き上げの犯罪抑止効果に関する実証分析－強盗犯と比較して－」牛山敦（衆議院法制局、2007年度）
日本語版が『法と経済学研究』2009年第4巻第1号に、英語版が“The Japanese Economy” Vol.36(2),2009に掲載

「特許無効リスクに関する研究」新山隆一（シャープ株式会社、2007年度）

加筆・修正した「特許権の不安定性・不確定性に起因するリスク低減政策の考察」が『日本知財学会誌』2008年第5巻第1号に掲載、

「特許の無効性に影響を与える要因の分析」が『日本知財学会誌』2008年第5巻第2号に掲載

修士論文の全文、概要、講評についてはまちづくりプログラムホームページ（<http://www3.grips.ac.jp/~up/paper.html>）および、知財教育ホームページ（<http://www3.grips.ac.jp/~jp/paper.html>）にて公開しています。

区分	授業科目	単位	講義概要
Ⅰ 必修科目	ミクロ経済学Ⅰ	2	適切な政策・制度設計を考える際に必要となるミクロ経済学の基礎を学ぶ。
	ミクロ経済学Ⅱ	2	市場メカニズムの機能と限界を理解した上で、我が国に存在する規制や法的介入がどのような場合に求められるのかを学ぶ。
	現代社会における法と経済	2	法と経済学の基礎的な考え方を解説するとともに、これを踏まえた具体的現場に関する各論について政策問題として論じる。
	知財・まちづくり政策論文演習	2	関係教員による研究の個別指導及び年数回の研究発表会を通じ、論文演習を行う。
	世界とSDGs	1	SDGs が合意されるに至った思想的・実践的・政治的背景を分析し、それぞれの目標の提起する諸課題を検討する。
Ⅱ 選択必修科目	計量経済学	2	経済現象や政策を評価する際に必要となる統計的手法の基礎を実践的に学ぶ。
	計量経済学の応用と実践	2	統計手法に基づいて、経済現象や政策の効果を実証分析する手を習得する。
	まちづくり法の基礎	2	都市計画法、建築基準法を中心に、都市・住宅建築政策に関する法体系とその概要や立法の背景等について学ぶ。
	地域サービスと経済再生	2	少子高齢化に適応した地域サービスを伴った住宅・まちづくりの政策について学ぶ。
	まちづくりと公共経済	2	都市生活を舞台に、なぜ公共部門が様々な経済活動に関与しているのか、望ましい公共部門というのはどういうものなのかを学ぶ。
	まちづくり法特論	2	関係機関と連携し、まちづくり関連法規の最新の動向、背景、直面する課題を具体的に学ぶとともに実践的政策立案手法を学ぶ。
	都市の経済分析と交通経済	2	都市内部の空間構造等について経済学的に分析するとともに、交通計画策定手法を学び、交通政策の意義を経済学的に分析する。
	事業評価手法	2	ケーススタディを通じて自治体政策の実証分析手法について習熟するほか、都市開発事業に関する企業のビジネス戦略・実務について学ぶ。
	民法	2	民法の体系を把握し、その本質を追求し、個々の制度の意義を本質と体系の中に位置づけて民法をひとつの有機体として捉えられるようになることを目的として学ぶ。
Ⅲ 選択科目	公法	2	統治機構（地方自治法を含む）と人権（自由権・社会権）という憲法の二大分野のシステムについて、単に憲法のレベルだけではなく、憲法を具体化している行政法規、さらには現場の行政運用までを合わせて一体的に、つまり、憲法と行政法を別々ではなく、横断的・融合的に学ぶ。
	まちづくり政策特論・知財政策特論	2	海外での現地調査等を踏まえて、まちづくり施策・知財施策の法と経済分析を実践する。
	まちづくりと知的財産法の基礎	2	多くの単行法に分属する知的財産法の全体像を概観し、知的財産権の実体的内容や権利付与に関する手続の特色を学ぶとともに、実例を取り上げつつ、知的財産権を核としたまちづくりについて学ぶ。
	まちづくりと知的財産法の応用	2	種苗法、実用新案法、意匠法、商標法等について、他の法律との関連において概説するとともに、著作権に係る5つの側面（①法律ルール、②司法救済、③契約・ビジネス、④教育、⑤国際問題）を総合的に学ぶ。
	国土政策と社会資本整備	2	国土計画の歴史的展開と将来動向を踏まえ、国土政策と手段としての社会資本整備政策について論ずる。
	Infrastructures Systems Management	2	社会資本の建設から維持・更新に至るまでの一連の流れについて、動的最適化の考え方にもとづき、様々な意思決定とその評価を構成する手法について学ぶ。
	都市学の理論と実践	2	現代都市を構成する様々な空間要素・非空間要素についてその特性や相互の関係性を歴史的な視点や社会経済的視点を踏まえて多角的に学ぶとともに、現代都市が抱えている様々な課題を解決するために必要な社会制度の在り方や各要素を適切に組織化する実践的方法論について学ぶ。
	社会基盤整備のPPP／PFI	2	民間参加、市民参加等、多様化する社会資本整備の方法について現状を理解し、各方法についての基礎的な内容を学習する。
	マクロ経済学	2	標準的なマクロ経済学の理論習得を目的として、長期の古典派マクロモデル、超長期の経済成長モデル、短期の景気変動モデル等を学ぶ。
	費用便益分析	2	費用便益分析の基礎理論と現実の政策分析への応用について学ぶ。
	ゲーム理論	2	複数の意思決定者の行為が相互に影響しあう戦略的環境を簡潔に記述する言語体系であるゲーム理論について、初歩を学習する。
	都市経済学	2	現実経済を空間的視点で分析するための方法について学ぶ。
	都市政策の空間分析	2	現実の都市政策を都市経済学のツールを用いて分析評価する方法を学ぶ。
	データサイエンス基礎	2	データから仮説を構築するためのさまざまな手法の基礎を学ぶ。
	実践データサイエンス	2	主要なデータ分析法をとりあげて、データから分析を行っていく過程を体験し、実践的な知識と経験を身に着ける。
	地方行政論	2	地方自治法を中心に我が国の地方自治制度及びその運用、問題点及び改革の方向性について、歴史的・国際的な視野の中で、社会経済の変化や自治の現場の実態も踏まえ、学ぶ。
	地方財政論	2	地方財政制度および自治体税財政運営について学習するとともに、講義のほか意見交換を交え、その問題点、改革の方向を探る。

※上記の授業科目については、現時点で全ての開講が確定しているものではありません。

分野横断的基礎学問に裏打ちされた まちづくりエキスパートの育成を

東京大学大学院
工学系研究科都市工学専攻
教授

浅見 泰司



都市をとりまく環境は、著しく変化してきている。これまでの都市計画では、市街地拡大圧力をいかに制御するかという視点から制度が形作られてきた。市街地拡大のもとでは、拡大しやすい方向だけを緩めて、他を抑えれば市街地の発展を制御できた。しかし、今後は、人口減少時代に入っており、まもなく世帯数減少時代にも入る。そのため、都市が縮小することが一般化することになる。にもかかわらず、都市計画制度は拡大時代の枠組みを大きくは変えていない。

このような大きな変革の時代に、まちづくりの実践者は何をすべきなのだろうか。今までのルール・業務慣例を見習うのでは不十分であることは明らかである。つまり、各人が制度提案も含め、創意工夫を行って新たな道を切り開いていくしかないのである。都市の実情を的確に把握し、制約条件は何なのか、都市の進むべき方向性は何なのか、それはなぜなのか、そのためにどのような社会制度体系が必要なのか、それを進めていくためにはどうすればよいのか。このような思考を適切に行ない、かつ実践できることが大切である。

まちづくりを行う上でのもう一つの課題は行財政事情である。国における赤字はもちろんのこと、地方財政においても、極めて厳しい状況に置かれている。にもかかわらず、急激な少子高齢化により社会福祉上のニーズは高まるばかりであり、まちづくりに割ける予算は潤沢ではない。公共事業や補助金など、公共が大きな費用負担をする従来型の枠組みは期待できない。このため、まちづくりにおいては、地域自らのマネージメントという視点が欠かせない。また、無駄のない効率的な施策の実施が行政においてもより強く求められることとなる。だからこそ施策や事業の妥当性検証がより重要になるのである。

このような技能の習得は、今までのような工学、法学、経済学といった単一学問分野のみの学習では十分ではない。むしろ、これらの分野が十分に融合し、複数の学問分野の知見を縦横無尽に使いこなせることが望ましい。このまちづくりプログラムは、その意味で大きな存在意義を有すると言える。分野横断的基礎学問に裏打ちされたまちづくりエキスパートが育成され、今後のまちづくりを担っていただけることを期待している。

まちづくりを担うエキスパートの育成に期待

森ビル株式会社
代表取締役社長

辻 慎吾



世界中で都市のあり方が問われています。コロナ禍で、世界の国や企業は従来の経済活動の見直しを図っています。世界中の人々が命や健康の大切さを改めて実感し、環境に対する関心を高めています。人々のライフスタイルや価値観も大きく変化しつつあります。また、コロナ禍に対応して多くの分野でデジタル化の流れが加速しています。あらゆる人間活動の舞台である都市はこうした様々な変化や課題に対応していかななくてはなりません。

一方で、都市の寿命は長く、これまでも幾多の大災害や戦災、経済危機、感染症の蔓延などを乗り越えて発展してきました。だからこそ、都市づくりやまちづくりに携わる人々は「変わるもの」のみに目を向けるのではなく、「どんな時代でも変わらないものは何か」という視点や思考を忘れてはなりません。人と共に生きる喜びや楽しさ、心身の健康や安全・安心を求め、幸福を願う「人間の本質」はいつの時代も変わることはないでしょう。そして、人と人が出会い、交流するという「都市の本質」もまた同様です。

今はまだ世界中で人の流れが制限されていますが、ワクチンや治療薬によって幕を開ける「after コロナ」の時代には、魅力的で磁力があり、かつ安全で健康的な環境の都市に再び人・モノ・金・情報が流れ込み、イノベーションや新たなムーブメントが次々と起こってくるものと思います。長く抑制されていたエネルギーが一気に解放され、増幅される可能性もあります。

コロナ禍で得た多くの学びや気づき、そして新たに誕生したテクノロジーをどうこれからの都市づくりやまちづくりに組み込んでいくか。また、従来からの課題である人口減少や少子高齢化、様々な自然災害、さらに世界的な課題である地球環境問題などをどう解決していくか。そうした課題に挑戦することこそ、都市づくりやまちづくりに携わる者の社会的使命であろうと思います。

長年まちづくりに取り組んできた者として、本学において、まちづくりに対する学際的で実践的な教育プログラムが導入され、着実に実績を上げてこられたことを大変心強く思います。まさに今のような激動期こそ、政策担当者のみならず、まちづくりに関わる多彩な領域の専門家が幅広い知見とコミュニケーション能力を磨き、協働して従来の枠組みを超えた解決策を見出すチャンスです。世界中が抱える課題を解決するようなまちづくりを、スピード感をもって推進し、世界に発信していかななくてはなりません。ここで学ばれた方々が、まちづくりを担う真のエキスパートとして各地で活躍されることを期待しております。

入学選抜の概要

出願するための資格

原則として、学士の学位を有する者又は2022年3月までに取得見込みの者で、専門的職業人又は研究者若しくは教育者となりうるかどうかについて、本人の能力を評価しうる者2名により作成された推薦状を提出することが出来る者。

選抜の方法

第1次審査及び第2次審査の2段階選抜を行います。第1次審査は書類選考により行います。第2次審査は、第1次審査の合格者に対して面接（オンラインでの実施予定）を行います。

入学者選抜の日程

2022年度の入学生のための試験日程は、次のとおりです。

	第1回試験	第2回試験
出願期限	2021年 10月 15日	2022年 1月 7日
第1次審査 結果通知	2021年 11月 5日	2022年 2月 3日
第2次審査(面接)	2021年 11月 11日 又は 12日	2022年 2月 9日 又は 10日
第2次審査 結果通知	2021年 11月 25日	2022年 2月 24日

学 費

検 定 料 : 30,000 円
入 学 料 : 282,000 円 (予定)
授業料(年額) : 642,960 円 (予定)

問い合わせ先

政策研究大学院大学 アドミSSIONズオフィス

[住 所] 〒106-8677 東京都港区六本木7-22-1

[E-mail] admissions@grips.ac.jp

※ 詳細については「修士課程国内プログラム学生募集要項」を参照してください。
学生募集要項は、本学ホームページ
(<http://www.grips.ac.jp/jp/>)に掲載されています。

路線図



周辺地図

